

介護付有料老人ホームましま 運 営 規 程

介護付有料老人ホームましま 運営規程

第1条 この規定は、医療法人社団春熙堂（以下「事業者」といいます。）が開設する介護付有料老人ホームましま（以下「事業所」といいます。）が行う特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」といいます）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めます。

（事業の目的）

第2条 入居者及び来訪者（以下「入居者等」という。）が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに資するとともにホームの良好な生活環境を確保することを目的とし適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第3条 事業所は、従業者が要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、協力医療機関に加え他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を行います。

6 事業所は、特定施設入居者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとします。

- 一 名 称 介護付有料老人ホーム ましま
- 二 所在地 香川県さぬき市長尾東 1124

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

一 管理者1人（常勤兼務、生活相談員を兼務、介護支援専門員・介護福祉士）

管理者は、従業員及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される事業の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

二 計画作成担当者 1人以上（常勤、非常勤）

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

三 生活相談員 1人以上（常勤兼務、管理者と介護職員が兼務、介護職員・介護福祉士）

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

四 看護職員 1人以上（常勤専従）

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。

五 介護職員 10人以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

なお、看護職員及び介護職員は、要介護者の事業の提供が行うが、要介護者のサービス利用に支障がないときは、要介護者以外の入居者にサービスの提供を行う。

六 機能訓練指導員 1人以上（常勤専従）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(入居定員及び居室数)

第6条 この事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入居定員 30人

(2) 居室数 30室

(特定施設入居者生活介護の内容)

第7条 指定特定施設入居者生活介護等の内容は、次のとおりとする。

特定施設サービス計画等は、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付する。

(1) 介護

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(2) 入浴

要介護の利用者週2回以上、利用者の状態に応じて一部又は全部の介助を行う。入浴困難な状態のときは、清拭を行う。

(3) 排泄

利用者の状態に応じ、排泄の自立のため一部又は全部の介助を行う。

(4) 食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話

利用者の状態に応じて一部又は全部の介助を行う。

(5) 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(6) 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための必要な措置を講じる。

(7) 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

(8) 利用者の家族等との連携

常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(利用料その他等の費用の額)

第8条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとします。

一	食費(朝食)	1回	410円
	食費(昼食)	1回	583円
	食費(夕食)	1回	594円
	おやつ	1回	129円
二	家賃(トイレ無)	1ヶ月	52,800円
	家賃(トイレ有)	1ヶ月	63,800円
三	管理費	1ヶ月	31,800円
四	その他		

特定施設入居者生活介護において提供される日常生活におい

て通常必要となるものに係る費用などで、入居者もしくはその家族より依頼された物品代金又は使用料

1ヶ月 実 費

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 4 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、事前に利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第9条 この事業所は、全室介護居室であり、一時介護室は設置していない。

2 要介護認定の結果、要介護の判定が行われ、利用者が介護専用居室への入居を希望した場合

3 事業者は、利用者に対してより適切な指定特定施設入居者生活介護等を提供するために必要と判断する場合には、当該指定特定施設入居者生活介護等の提供の場所を事業所内において変更（以下「介護居室の変更」という。）をする場合がある。

4 事業者は、介護居室の変更の判断に際しては、次に掲げる手続きをとるものとする。

- (1) 利用者の意思を確認する
- (2) 利用者の身元引受人等の意見を聴く
- (3) 事業所の指定する医師の意見を聴く
- (4) 一定の観察期間を置く

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 入居にあたっては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

3 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うこと。
- (3) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 施設内で火気を用いること。
- (6) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水につ

いて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、利用者の家族等に連絡する等の措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（協力医療機関等）

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

第15条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に

協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情・ハラスメントに関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定

特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（重度化した場合における対応）

第20条 事業所は、「重度化した場合の対応における指針」に定められた内容を遂行するものとする。

入居中の利用者が重度化した場合の対応にあたっては、利用者の意思ならびにご家族・関係者の意向を最大限に尊重して、介護の方法・治療などについての援助を行うこととする。

その際に、利用者と事業者との間で話し合いを十分に行い、相互に同意された内容については確認を取りながら、多職種協働によりご本人及びそのご家族・関係者への継続的支援を図る。

また、医療機関等との連携及びチームケアを推進することに努めることとする。

尚、やむを得ず当施設での生活の継続が困難となった場合は利用者及びご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点にスムーズな拠点移動ができるよう連携する。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を採用後12ヵ月以内に受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 1 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改訂

令和 7 年 6 月 1 日改訂

令和 8 年 4 月 1 日改訂